

## 大阪市告示第417号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和8年4月6日（月）	午後5時から 午後10時まで
	令和8年4月13日（月）	
	令和8年4月20日（月）	
	令和8年4月27日（月）	

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和8年4月3日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和8年4月10日（金）	
	令和8年4月17日（金）	
	令和8年4月24日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）